

## 地区計画届出書の郵送受付に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、当面の間、届出書類の郵送による受付を行うこととしました。

訂正事項がある場合など、一度のやりとりで手続きが完了しない場合があります。また、従前の手続き期間に比べ時間を要する場合がありますので、余裕をもって送付をお願いします。

### 《対象届出書類》

- ・地区計画の届出／地区計画の変更届出

### 《実施期間》

- ・当面の間

### 《届出の流れ》

#### ① 事前確認

- ・ 郵送前に届出書類一式\*を電子メールで送付してください。  
都市計画課にて事前の内容確認を行います。
- ・ 件名は「地区計画の届出（地区計画の名称）」としてください。  
例：地区計画の届出（茶屋新田まちづくり地区計画）
- ・ 添付ファイルはすべて PDF ファイルとしてください。
- ・ 連絡先（担当者名、電話番号等）を記載してください。  
**《電子メール送信先》 [a2713@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2713@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp)**

#### ② 届出郵送

- ・ 都市計画課より内容確認の返信を受け取りましたら、郵送にて届出書類一式\*（2部）を送付してください。
- ・ 申請書類は「信書」に該当します。「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付してください。
- ・ 副本の返送を行うため、宛名を記入した返信用レターパック等（信書の送付が可能で配達状況が確認できるもの）を同封してください。  
**《送付先》**  
**名古屋市役所 住宅都市局 都市計画課 地域計画係**  
**〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**

#### ③ 副本返送

- ・ 同封していただいた返信用レターパック等で、副本を返送します。

#### \*届出書類一式

##### ①届出書 ②添付書類

届出する内容	添付図書
土地の区画形質の変更	敷地の案内図、設計図など
建築物の建築 工作物の建設	敷地の案内図、配置図、平面図、2面以上の立面図 など
届出内容の変更を行う場合	変更内容を示す上記の図面など

※その他に、審査項目の適合状況を明示したものを添付してください（緑化率適合証明等通知書のコピーなど）

※届出書様式データのダウンロード及び添付書類についての詳細は市公式ウェブサイトをご参照ください。

ご不明な点は、名古屋市住宅都市局都市計画課（電話：052-972-2713）までご連絡ください。